

令和4年度 公立大学法人沖縄県立芸術大学における
労働者の過半数代表者選出日程及び立候補者の届出について（公示）

労働基準法に規定する各種労使協定の締結のため、公立大学法人沖縄県立芸術大学過半数代表者の選出手続き等に関するガイドラインに基づき、労働者の過半数代表者の選出を行います。

つきましては、下記の通り過半数代表者選出に係る日程をお知らせします。

1 過半数代表者選出日程（土日祝日は除く）

- ・選出日程の公示 令和4年3月2日（水）
- ・立候補の届出期間 令和4年3月3日（木）～ 令和4年3月9日（水）
- ・過半数代表者選挙または不信任投票の公示 令和4年3月10日（木）
- ・過半数代表者選挙または不信任投票期間
令和4年3月11日（金）～ 令和4年3月18日（金）
- ・過半数代表者の公示 令和4年3月18日（金）～ 令和3年3月25日（金）

2 過半数代表者候補者の届出

職員は、上記の届出期間中に登録されたメールアドレスから専用のウェブサイトログインし「過半数代表者選出」（不信任投票の場合は「過半数代表者不信任」）の投票を行ってください。また、メールによる投票ができなかった場合に限り、郵便投票によることもできます。希望する場合は、所定の様式により事務局総務課へ提出してください。（受付時間：月曜から金曜までの午前8時30分から午後5時まで）

3 選出方法

(1) 立候補者が複数名の場合

専用ウェブサイト上で（郵便投票の場合、別紙5の「過半数代表者選出選挙投票用紙」により）過半数代表者選出投票を行い、最多得票者1名を過半数代表者とします。

(2) 立候補者が1名の場合

専用ウェブサイト上で（郵便投票の場合、別紙6の「過半数代表者信任投票用紙」により）過半数代表者選出不信任についての投票を実施します。異議（不信任）が有権者の半数に満たない場合、立候補者が過半数代表者として信任されたものとします。なお、信任する場合も投票することは可能です。

(3) 上記（1）において、得票数が同数の場合は、事務取扱者がくじにより1人を選定して過半数代表者とするを公示した後、7日以内に有権者の半数に達する異議申し立てがない場合は、その公示された者を過半数代表者とします。

(4) 上記（1）又は（2）において、投票数が少ないため、上記（1）の場合の最多

得票者又は上記（２）の場合の立候補者に対して、労働者の過半数がその者の選任を支持していることが必ずしも明確でない場合には、意見の表明がなかった労働者に対して事務局から電話等により直接意見を確認する場合があります。

４ 投票用紙の請求について

メールによる投票ができなかった職員で、郵便投票を希望する職員は、別紙７の様式により投票用紙を請求し、次の手順により郵便投票を行ってください。

- （１） 投票用紙は、住所、氏名を記載し、押印した封筒に入れて厳封し、印鑑にて割り印を押印すること。
- （２） 前号の封筒は、所定の返信用封筒に入れ、「投票用紙在中」と朱書きし、事務局へ郵送すること。
- （３） 郵便での投票は３月１８日まで受け付けるものとし、３月１８日午後５時以降に事務局へ届いた場合は、投票をしなかったものとみなします。

５ 過半数代表者の責務

- （１） 労基法第２４条第１項ただし書に定める協定（賃金控除に関する協定）の締結
- （２） 労基法第３４条第２項ただし書に定める協定（休憩時間の一斉付与原則の適用除外に関する協定）の締結
- （３） 労基法第３６条第１項に定める協定（時間外労働・休日労働に関する協定）の締結
- （４） 労基法第３８条の３第１項に定める協定（専門業務型裁量労働制に関する協定）の締結
- （５） 労基法第９０条に定める協定（就業規則作成及び改廃における意見聴取に対する書面）の締結
- （６） 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第６条第１項ただし書及び第１２条第２項に定める協定（育児・介護休業の対象から除外する労働者の協定）の締結
- （７） 労基法その他関連諸法令において過半数代表者の責務として規定されている事項

以上

令和４年３月２日

沖縄県立芸術大学 事務局総務課